

令和 5 年度

指定障がい福祉サービス事業者等
集団指導
(児童編)

大阪市福祉局障がい者施策部

実地指導等における主な指導内容

1 給付費の各種減算について

2 給付費の各種加算について

定員超過利用減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則（5）

- 利用定員に対し、定員を上回る利用者を受け入れている場合、減算を適用することとなる場合があります。
例）定員が50名以下の場合、1日の利用者数が当該定員の150%を超えた場合
定員が11名以下の場合、過去3か月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合
- 減算にならない範囲であっても、災害等の特別な事情のある場合を除き、利用定員を超える受け入れをしないで他事業所を紹介するなどの対応をしてください。
- 恒常的に定員を超過する状態が続く場合は、その状況を解消するための見直し（利用定員の変更など）を行ってください。なお、利用定員の変更には運営規程の変更が必要です。

サービス提供職員欠如減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則（6）

- 基準上必要とされる従業者の員数を満たしていない場合、減算を適用する必要があります。

指定基準の規定により、配置すべき従業者（児童指導員・保育士）については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から、1割の範囲以内で欠如した場合はその翌々月から、人員欠如が解消されるに至った月まで、障がい児全員について、所定単位数の100分の70で算定してください。

※ 減算が適用された月から3ヵ月以上連続して基準に満たない場合、人員が欠如して3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定することとなります。

児童発達支援管理責任者欠如減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則（6）

- 基準上必要とされる児童発達支援管理責任者の員数が満たされていない場合には、減算を適用する必要があります。

- 児童発達支援管理責任者については、指定基準に定める人員を満たしていない場合、翌々月から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の70で算定してください。
- 減算が適用された月から5か月以上連続して基準に満たない場合、5か月目から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定することとなります。

個別支援計画未作成減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則（7）

- 個別支援計画は、児童発達支援管理責任者による指揮のもと、作成してください。
- 個別支援計画作成にかかる一連の業務を適切に行い、その記録を残してください。

個別支援計画が作成されていない又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月から当該状態が解消するに至った月の前月まで、当該障がい児につき 所定単位数の100分の70で算定してください。

※ 減算が適用された月から3か月以上連続して当該状態が解消されない場合、3か月目から解消されるに至った月の前月まで所定単位数の100分の50で算定します。

実地指導等における主な指導事項

1 各種減算について

2 各種加算について

児童指導員等加配加算

(報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等 (1) の④)

- 基準の人員配置に加え、下記の区分の職員を配置している場合に、区分・利用定員に応じた単位数の加算を請求することができます（常勤換算1以上の配置が必要）。

区 分	説 明	単位数 (利用定員10名以下)
理学療法士等 (専門職員)	・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士 ・ 大学 若しくは 大学院で、心理学又はこれに相当する課程を専修し卒業した者で、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科を履修した者又はこれに準じる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者養成研修修了者	187単位
児童指導員等	・ 児童指導員、手話通訳士及び手話通訳者 ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）等を修了した者	123単位
その他従業者	・ その他の従業者（直接支援に従事する者）	90単位

児童指導員等加配加算についての留意事項

- 基準配置の人員を満たしていない場合、加算を請求することはできません。
- 強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）等を修了した者には、重度訪問介護従業者養成研修（行動障がい支援課程）又は行動援護従業者研修を修了した者を含みます。
- 特別支援加算を既に理学療法士等（保育士を除く）により算定している場合、重複して算定はできません。

専門的支援加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等（1）の④の2

算 定 対 象	児童発達支援	放課後等デイサービス
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員等（※1）	算定対象	算定対象
児童福祉事業で5年以上（※2）の実務経験がある保育士	算定対象	対象外
児童福祉事業で5年以上（※2）の実務経験がある児童指導員	算定対象	対象外

（※1）「特別支援加算」を既に理学療法士等（5年以上児童福祉事業に従事した保育士を除く）により算定している場合、重複して算定はできません。

（※2）5年以上とは、保育士又は児童指導員の資格を取得してから5年（900日）以上ですので、ご注意ください。

◎ 専門的支援加算を単独で算定することは可能ですが、「児童指導員等加配加算」と重複して算定する場合、加配対象の1名に、さらに1名分の加配が必要です。（いずれも常勤換算）

◎ 基準配置の人員を満たしていない場合、加算を請求することはできません。

事業所内相談支援加算

報酬の留意事項通知 第二２．障害児通所給付費等（１）⑥及び⑥の２

- 相談を行った記録(日時、相談者、対応職員、相談内容等)を残す必要があります。

加算(Ⅰ):個別の相談援助

加算(Ⅱ):グループでの面談等

- 本来児童の同席が前提ですが、相談援助の内容から、障がい児を同席させることが望ましくない場合等、通所給付決定保護者のみに相談援助を行うことをもって算定できる。
- 障がい児に事業所においてサービスを行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定可能
- あらかじめ当該障がい児の通所給付決定保護者の同意を得ること（個別支援計画等）
- 支援記録を残すこと（相談時間30分未満は算定できない）
- 回数制限あり、加算(Ⅰ)加算(Ⅱ)ともに月１回が限度
- 当該障がい児にサービスを提供していない月においては算定できません。

家庭連携加算

報酬の留意事項通知 第二２．障害児通所給付費等（１）⑤

- 障がい児の居宅を訪問し、障がい児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に１回の訪問に要した時間に応じ算定できます。
- 相談を行った記録(日時、相談者、対応職員、場所、相談内容等)を残す必要があります。
- あらかじめ当該障がい児の通所給付決定保護者の同意を得ること（個別支援計画等）が必要です。

- 障がい児に事業所においてサービスを行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定可能
- 回数制限あり、月４回が限度（保育所等訪問支援は月２回が限度）
- 保育所又は学校等、障がい児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、保育所又は学校等を訪問し、障がい児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合には、この加算を算定してもよい。この場合、支援を行う際に、保育所等の職員(当該障がい児に対し常時接する者)との緊密な連携を図ることが必要です。

関係機関連携加算

報酬の留意事項通知 第二２．障害児通所給付費等（１）⑮の２

- 相談を行った記録(日時、対象、対応職員、場所、相談内容等)を残す必要があります。
- あらかじめ当該障がい児の通所給付決定保護者の同意を得ること（個別支援計画等）

加算(Ⅰ):障がい児が日々通う保育所、幼稚園、認定子ども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ等との連携を図るため、これらの関係機関と個別支援計画に関する会議を開催し、連絡調整及び相談援助を行ったときに算定できる。

- 回数制限あり、月１回が限度
- 個別支援計画に関係機関との連携の具体的な方法を記載すること
- ほかの障がい児通所支援事業所等との連携は加算の対象とはしない。

加算(Ⅱ):小学校又は特別支援学校の小学部に入学時、又は企業や官公庁への就職時に、障がい児の移行先と連絡調整した場合に１度限り算定できる。

- 就職先が就労継続支援Ａ型及びＢ型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とはならない。

福祉専門職員配置等加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等 (1) の⑨

加算の対象となる従業者

区分	
I	▪ 社会福祉士 ▪ 介護福祉士 ▪ 精神保健福祉士 ▪ 公認心理師 ※ 左記の者で常勤の児童指導員
II	
III	▪ 児童指導員 ▪ 保育士

福祉専門職員配置等加算についての留意事項

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等 (1) の⑨

- 従業者の異動や退職等の際には、加算の要件を満たしているか確認する必要があります。

福祉専門職員配置等加算の対象となる従業者が、異動や退職したことにより、加算の要件である直接処遇職員として常勤配置している従業者のうち、有資格者（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師）の割合、常勤配置している従業者の割合が該当する加算区分の要件を満たせなくなった時は、加算を算定することはできません。

区分・Ⅰ：有資格者が100分の35以上

Ⅱ：有資格者が100分の25以上

Ⅲ：常勤従業者（児童指導員、保育士）が100分の75以上 又は 勤続3年以上の常勤従業者の割合が100分の30以上

強度行動障がい児支援加算

平成24年厚生労働省告示第122号 別表第1 9の2

- 強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）等を修了した職員を配置すること、実際に強度行動障がいを有する障がい児に対して支援を行うことが必要です。

※児童指導員等加配加算の場合と同様ですが、上記の強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）等とは、重度訪問介護従業者養成研修（行動障がい支援課程）及び行動援護従業者研修を含みます。

欠席時対応加算（Ⅰ）

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等（1）の⑪

- 利用中止の連絡のあった日時、障がい児の状況確認、相談援助の内容を記録する必要があります。
- 利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に、急病等により中止の連絡があった場合であって、障がい児 又は その家族との連絡調整、その他の相談援助を行うとともに、障がい児の状況や、その相談内容等を記録した場合に算定できます。
- 欠席の連絡があった日が、前々日か、前日になるのか計算するにあたっては、事業所の営業日でカウントし、土・日・祝日等が事業所の休業日である場合はカウントに含まれません。

個別サポート加算（Ⅱ）

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等（1）の⑫の3

個別サポート加算Ⅱとは

虐待等の要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携を行うことへの加算

- 事業所が、公的機関と要保護・要支援児童であることや支援の状況を共有して支援することが必要です。
- 事業所が、連携先と双方で支援状況を年1回以上共有し、文書で記録する必要があります。
- 個別支援計画への記載が必要です（保護者が虐待者である等、保護者への説明が適当でない場合はその旨記録をとるなど慎重に対応すること）。

医療連携体制加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等（1）の⑬

医療連携体制加算は、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に看護を提供した場合や認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できます。

- 当該障がい児の主治医の指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画に記載する必要があります。
- 医師の指示書や看護記録が必要です。
- 当該障がい児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告してください。

延長支援加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等（1）の⑮

- 延長支援が必要であることを原則個別支援計画に位置付けること
 - 運営規程に定める営業時間が8時間以上であること
 - 営業時間を超えた支援を行っていること（サービス提供時間外であっても営業時間中は延長支援加算を請求することはできません。）
 - 延長時間帯に、直接支援業務に従事する職員を1名以上配置すること
- 延長支援加算は、単なる営業時間外の預かり又は送迎者を待つ待機時間には算定できません。
 - 営業時間については利用状況を踏まえ、適切な設定が必要です。

以上で、令和5年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導（児童編）を終わります。

大阪市HPにおいて、今回のスライド資料や その他 参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。

